

熱中症対策マニュアル

職場における熱中症による死亡災害が増加していることに伴い、令和7年6月1日に労働安全衛生規則の一部が改正されます。

これにより、事業者に対して熱中症対策（体制整備、必要な措置の実施手順作成、関係者へ周知）を講ずることが義務化されました。

本マニュアルは、この一部改正に対応するためのものです。

2025年5月

作成者	株式会社KSP
施行日	2025年6月1日

1. 熱中症対策の対象となる現場

「**WBGT28度以上**又は**気温31度以上**の環境下で
連続1時間以上又は**1日4時間**を超えて実施」が見込まれる作業

2. 熱中症予防対策

1 作業環境管理

(1) WBGT値の低減等

屋外の高温多湿作業場所においては直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易的な屋根等を設けること。

(2) 休憩場所の整備等

高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設けること。

3 健康管理

(1) 健康診断結果に基づく対応等

(2) 日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うこと。

(3) 労働者の健康状態の確認

(4) 身体の状態の確認

2 作業管理

(1) 作業時間の短縮等

(2) 暑熱順化

高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、暑さに慣れることが、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に暑熱順化期間を設けることが望ましい。

(3) 水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取と指導すること。

(4) 服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。

(5) 作業中の巡視

4 労働衛生教育

(1) 熱中症の症状

(2) 熱中症の予防方法

(3) 緊急時の救急処置

(4) 熱中症の事例

(5) 労働安全衛生大会の実施

3. 早期発見のための体制

1

**「熱中症の自覚症状がある隊員」や
「熱中症のおそれがある隊員を見つけた者」は
直ちに現場責任者（原則、隊長）に報告する。**

- ①自覚症状…めまい、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）
頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温 等
- ②他覚症状…ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣 等

2

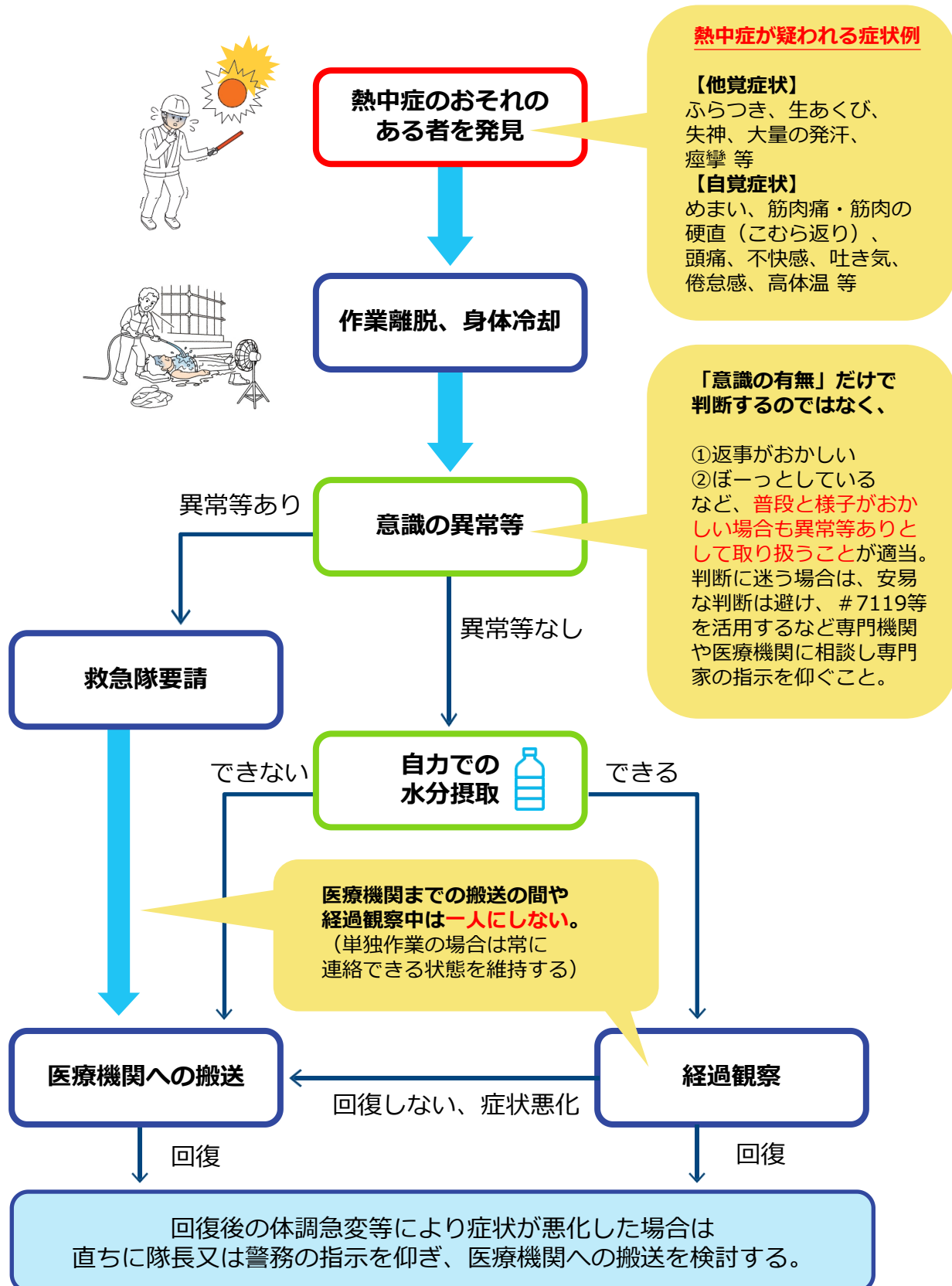
**警務は、熱中症対策の対象となる現場を積極的に
職場巡視し、その状況を適宜支社長等へ報告する。**

3

**1人現場の場合は、警務との連絡を密とし
自覚症状を感じた時は速やかに警務に連絡の上
その指示に従う。**

4. 重篤化を防止するための手順

熱中症のおそれのある者に対する処置【フロー図】



5. 関係者への周知

(1) マニュアルを現場ごとに配布又は掲示

部署（支社、事業部等）ごとに緊急連絡網、搬送先を含む。

(2) メールやイントラネットでの注意喚起

1. 熱中症対策の対象となる現場

● ● 支社
● ● 事業部

現場名

● ● ● ●

2. 熱中症予防対策

1 作業環境管理

(1)

(2)

2 作業管理

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

3 健康管理

(1)

(2)

(3)

(4)

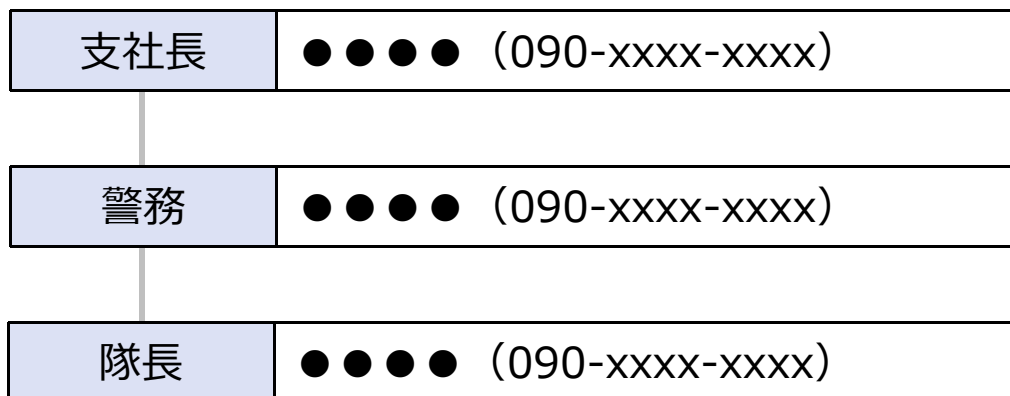
4 労働衛生教育

- (1) 熱中症の症状
- (2) 熱中症の予防方法
- (3) 緊急時の救急処置
- (4) 熱中症の事例
- (5) 労働安全衛生大会の実施

3. 重篤化を防止するための手順

●●支社
●●事業部

(1) 緊急連絡網



(2) 緊急搬送先

病院	●●●● (病院名) TEL 045-xxxx-xxxx
----	---------------------------------

★緊急性が高いと判断した時は迷わず救急車を！

救急車を呼ぶときは

 **119番**